

静岡県立大学危機管理規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 95 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 6 月 28 日

改正 令和元年 10 月 30 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学（以下「本学」という。）において発生し又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に的確に対処するため、本学に静岡県立大学危機管理委員会を設置し、本学における危機管理体制を定めることにより、本学の学生、職員並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 部局 各学部、各研究科、各研究院、学府、短期大学部、附属図書館、事務局、健康支援センターをいう。
- (2) 部局の長 前号に規定する部局の長をいう。

(対象とする事象)

第 3 条 この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育研究活動の遂行に重大な支障を来す事態
- (2) 学生、職員及び近隣住民等の安全に係わる重大な事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 社会的に大きな影響を及ぼす事態
- (5) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事態

第 2 章 危機管理委員会

(委員会の設置)

第 4 条 本学に、危機管理に関し必要な事項を審議・統括するため、静岡県立大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の庶務は、事務局総務室において処理する。

(専門部会の設置)

第 5 条 委員会の下に、次の専門部会を置く。

- (1) 化学物質等管理部会
- (2) 核燃料物質管理部会
- (3) R I 管理部会

- (4) 麻薬・向精神薬管理部会
 - (5) アルコール類管理部会
 - (6) 生物系実験安全監視部会
 - (7) 感染症管理部会
 - (8) 遠隔地における事故支援対策部会
 - (9) 地震対策部会
 - (10) 臨床研究安全部会
- 2 委員会は、必要に応じ、前項に掲げる部会以外の専門部会を置くことができる。
- 3 専門部会に関し、必要なことは別に定める。
- (所掌事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 危機管理に関する全学的な教育、研修の企画・立案に関すること
- (2) 危機管理対策の実施、評価及び見直しに関すること
- (3) 危機事象に対する緊急対策に関すること
- (4) 危機管理について学長からの諮問に関すること
- (5) 各専門部会の所掌する事項の管理、対策等に関すること
- (6) その他危機管理に関し必要とする事項

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各部局長
- (4) その他委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第8条 前条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 副委員長は、副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第10条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 11 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(教育研究審議会への報告)

第 12 条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

第 3 章 危機管理に関する措置等

(委員長等の責務)

第 13 条 委員長は、本学における危機管理を統括する。

2 部局長は、他部局と連携を図りつつ、当該部局における危機の管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第 14 条 委員長及び部局長は、全学又は当該部局における日常的な危機管理体制の充実に努めるものとする。

2 委員長及び部局長は、法令及び本学の諸規程等に従い、学生等及び近隣住民等が本学に起因する事象により被害等を受けることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 委員長及び部局長は、第 3 条各号に規定する事象が発生した場合には、学生等及び近隣住民等に対し、必要に応じ情報提供等を行うものとする。

(危機事象に関する対処等)

第 15 条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生したとき又は発生する可能性が予測されたときは、当該部局長及び第 5 条第 1 項第 1 号から第 10 号の各専門部会の責任者(以下「部局長等という。」)に速やかに報告するとともに、可能な緊急の措置をとるものとする。

2 当該部局長等は、前項の報告を受け又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに委員長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 委員長は、前項の報告を受け、必要と判断する場合は、委員会を招集し、当該危機事象の対処方針等を協議し、決定するものとする。ただし、緊急の場合等で、委員会を開催することが困難な場合、委員長は、部局長等と協議し対処方針等を決定し、委員会決定に代えることができる。

4 前項により対処方針等を決定した場合、委員長は、速やかに委員会に報告しなければならない。

(委員会の権限)

第 16 条 委員会は、委員長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

ただし、法に定めがある場合には、この限りではない。

2 職員は、委員会の指示に従わなければならない。

3 委員会は、緊急の場合には、その事案処理に当たり、教育研究審議会、大学運営会議及び関係委員会等（以下「教育審議会等」という。）の審議を含め、本学の諸規程等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合、委員会は、事案の対処の終了後に、教育研究審議会等に報告しなければならない。

（部局等における危機への対処等）

第17条 部局長等は、当該部局及び専門部会（以下「部局等」という。）のみに係る危機であって当該部局等限りで対処することが適切と判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を委員長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、委員長は、当該部局長等の判断にかかわらず委員会を開催し全学的に対処することができる。

2 部局長等は、当該部局等のみに係る危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、委員長に対し委員会開催を申し出るものとする。

（委任）

第18条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

静岡県立大学危機管理委員会概念図

